

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（案）」に
対する意見募集の実施結果について

1．意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

変更案概要を環境省ホームページに掲載
記者発表（環境省記者クラブ）
資料の配付

(2) 意見提出期間

平成14年11月14日から平成14年12月11日まで（28日間）

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

2．意見募集の結果

・封書又は葉書によるもの	801通
・ファックスによるもの	35通
・電子メールによるもの	24通
合計	860通

3．整理した意見の総数

・今回の変更案に関するもの	5,784件
・その他の意見	352件

4．意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙) 意見募集の主な意見と対応

該当箇所	意見要旨	対応方針	意見件数
1 法第2条第2項の環境省令で定める銃器等	の括弧書きの(囲いわなにあつては農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。)を削除すべき(法定猟法は目的によって判断すべきではないため)。	囲いわなは、基本的に常設であり、設置にあたっては広い面積を必要とすることから、農業被害の防止対策を目的として設置する場合については、その設定場所が制限されるため、鳥獣の保護繁殖上大きな支障が生じるとは考えていません。 なお、本規定の運用にあたっては、設置できる者や設置場所などについて、限定した運用を行っています。	1
2 許可を受けなければならない捕獲等又は採取等の目的	銃刀法との整合性の観点から追い払いを目的に入れるべき。	捕獲を伴わない追い払い及び実包を伴わない追い払いは鳥獣保護法の対象外と考えています。	1
2 許可を受けなければならない捕獲等又は採取等の目的	護衛について捕獲の目的とするべき。	「護衛」に関してはその概念が曖昧であるため、捕獲の目的とすることは困難と考えますが、具体例を検討した上で、許可の対応等について通知等により、技術的助言を行い、現場における混乱が起きないように配慮する予定です。	1
2 許可を受けなければならない捕獲等又は採取等の目的 傷病により保護を要する鳥獣の保護	有害駆除をする一方で傷病鳥獣の保護をするといった矛盾があるので「傷病により保護を要する鳥獣の保護」の範囲を明確にするべき。	有害鳥獣捕獲は、害を及ぼす個体について行われるべきもので、同じ種だからと言って有害鳥獣捕獲が無条件で認められるものではないため、矛盾はないものと考えています。したがって、一律に種の範囲を明確にすることは、適切ではないと考えています。	352
2 許可を受けなければならない捕獲等又は採取等の目的 愛がんのための飼養	愛がんのための飼養及び愛がん飼養関係の関連項目を削除するべき。	愛がん飼養については、現状では、対象種をメジロ、ホオジロの2種に限定するとともに、その捕獲許可に際して1世帯1羽と捕獲数を厳しく抑制して運用を行っているところです。現状では、捕獲許可件数、捕獲数とも著しい増減はなく、横ばい状態にあること、生息状況も大きな変化が認められないことから当面はこれまでと同様に取り扱うこととし、必要に応じ検討を行っていく考えです。	41
2 許可を受けなければならない捕獲等又は採取等の目的 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	「養殖している鳥類の過度の近親交配の防止」は削除するべき。	これらの目的は、第9次鳥獣保護事業計画の基準で捕獲の目的として位置づけられていますが、その他の目的として現に許可されている目的であり、現時点で鳥獣の保護上特に支障があるとは考えられないため施行規則においても当面これまでと同様の取り扱いとしたものです。なお、捕獲の目的については、必要に応じて見直しを行っていく旨鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針において記述しています。	6
2 許可を受けなければならない捕獲等又は採取等の目的 伝統的な祭礼行事等への利用	新たに例外規定を設けて伝統的祭礼等への利用を認める必要はなく、伝統的祭礼行事等への利用を削除するべき。		10
2 許可を受けなければならない捕獲等又は採取等の目的 鶺鴒飼養への利用	日本の伝統的な猿回し芸に利用されるニホンザルの供給のため、を「鶺鴒飼養への利用及び猿回しなどの伝統的動物芸への利用」に変更するべきである。	猿回しに使用するサルに関しては、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲された後、飼養登録を受けて飼養されている個体等を用いる途があり、伝統的な鳥獣芸(猿回し)を捕獲の直接目的として規定する必要はないものと考えています。	196

<p>3 鳥獣の保護繁殖に重大な支障がある網又はわな 7 使用禁止猟具</p>	<p>トリモチ、くくりわな、とらばさみは錯誤捕獲を防ぐことができないので、鳥獣の保護繁殖に重大な支障があるわなとして追加するとともに、法第16条に基づく環境省令で定める猟具に追加するべき。</p>	<p>とらばさみ・くくりわなは、有害鳥獣捕獲等のためには効果的な猟具であることから、現時点において全国的に禁止する考えはありませんが、例えばイノシシとツキノワグマの生息域が重複するような地域においては、クマの錯誤捕獲が生じないよう、わなの使用方法や架設場所等に十分注意するとともに、架設場所の巡回を適切に実施するよう関係都道府県に対して働きかけを行っているところであります。しかしながら、今回の改正法附帯決議（衆議院環境委員会）において、「三 とらばさみ及びくくりわなについては、錯誤捕獲のおそれや殺傷の危険性が高いことから、法定猟具から除外することについて検討すること。」となっており、環境省においてそのための調査を行う予定です。</p>	<p>8</p>
<p>4 捕獲等又は採取等の許可の申請等 (1) 申請に係る手続き等</p>	<p>捕獲の効率性、妥当性の確保は従事者の資質の如何に大きく左右されるので、従事者の選定方法、能力適正、違反の有無などを審査するための事項を追加するべき。</p>	<p>従事者の要件については施行規則では定めていませんが、基本指針において、有害鳥獣捕獲に従事する者について、捕獲にかかる技術的な面を担保するため、狩猟免許を有する者であることとしています。 なお、捕獲隊の結成に当たり、技術の優れた者による編成や、実施者の養成・確保を図ることとしています。</p>	<p>582</p>
<p>4 捕獲等又は採取等の許可の申請等 (1) 申請に係る手続き等</p>	<p>密猟に抜け道を示すことになるため、「ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵を採取しようとする場合は、証明書を添えなくても良いこととする」は削除するべき。</p>	<p>自ら飼養することを目的とした場合、第三者的な立場から証明することは実質的に困難であると考えますが、愛がん飼養を目的とした捕獲の申請において、申請者の属する世帯において飼養している鳥獣の種類及びその数、過去5年間に愛がん飼養を目的とした捕獲許可を得ているかどうか確認することにより、適正な運用を図っていくこととしています。</p>	<p>1</p>
<p>4 捕獲等又は採取等の許可の申請等 (1) 申請に係る手続き等</p>	<p>鳥獣の捕獲許可申請と従事者証の交付申請を別にしなければならない規定が設けられているが、許可証と同時に従事者証も交付できるような規定を設けるべき。</p>	<p>捕獲等の許可申請と従事者証の交付申請は別手続きとなりますが、運用に当たっては極力申請者の負担を軽減できるような方法を検討したいと考えています。</p>	<p>1</p>
<p>4 捕獲等又は採取等の許可の申請等 (1) 申請に係る手続き等</p>	<p>法9条第3項との関係から、「その旨」の次に「及び特にその場所で捕獲等又は採取等しなければならない理由」を追加するべき。</p>	<p>鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（証明書）で当該事項が確認できるものと考えています。</p>	<p>1</p>
<p>4 捕獲等又は採取等の許可の申請等 (1) 申請に係る手続き等</p>	<p>使用する銃器が1丁ではない場合があるので、「当該銃器」の後に「主として使用するもの」を加える。</p>	<p>本規定は、使用する銃の数を制限するものではなく、申請時に既に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の第1号による許可を受けているかどうかを確認するものであることから、事前に同号に基づく許可を受けている場合には、必要事項を記入すればよいと考えています。</p>	<p>1</p>
<p>4 捕獲等又は採取等の許可の申請等 (2) 法第9条第3項第2号の環境省令で定める場合</p>	<p>コジュケイなどについて、現場での混乱が見られるために「人為的に移入させた鳥獣」の範囲を明確にするべき。</p>	<p>移入種の対策については、害性の程度も考慮し捕獲が必要かどうかを地域ごとに個別に判断していくべきものであるため、全国一律に対象範囲を定めることは現段階での必要性は小さいと考えています。</p>	<p>352</p>
<p>5 生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な地域</p>	<p>住民の安全を優先させる観点から、遊歩道を追加するとともに、の「囲い又は標識によりその区域を明示したもの」を削除するべき。</p>	<p>公道とは、「私人が私用の目的の為に設けた道路以外の道路で一般公衆の利用に供されている道路」を指し、そのような道路であって遊歩道として利用されている道路を含んでいます。また、で「」で限定しない場合、対象が非常に広くなり狩猟が行われても安全上支障のない山林も含まれることとなり、現場での確認も困難であることから「」で限定したものです。</p>	<p>1</p>

6 指定猟法禁止区域	全国の水辺における鉛散弾を使用する猟法を禁止すべき。また、全国で、鉛ライフル弾、鉛スラッグ弾等鉛が露出するおそれのある猟法を禁止すること。	水辺域における鉛製散弾の使用禁止区域については、国として指定を進めていくとともに、都道府県にも引き続き指定を進めていくよう助言していく考えです。鉛製銃弾については、その使用により被害が生じるケースが限定されているため現時点で全国的に使用規制を行う考えはありませんが、毒性の低い代替弾の使用を促進する考えです。	1
7 使用禁止猟具	かすみ網が禁止になってから随分経過しているが国内で「漁網」などとして販売されているほか、輸出用で販売を認められている。かすみ網の製造、販売、所持について全て禁止すべき。	かすみ網の使用禁止は、無秩序な使用による野生鳥類の乱獲を防止するために設けられた規定であり、かすみ網による捕獲の許可を受け、適正に使用される場合については鳥獣の保護上大きな支障は生じないことから、製造及び許可を受け適正に使用される場合に限っての所持、販売までを規制する必要性は小さいと考えています。	1
8 適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合	野生鳥獣の死体が山野に存在すること自体を否定する規制はおかしい。放置規制が行われない行為に、「鉛弾を使用していない場合」「鉛弾を使用しているも弾及び被弾部分を持ち帰る場合」を追加すべき。	放置の禁止を定める法第18条は、鉛汚染のみならず、放置された残滓が生態系に与える影響を防止するという趣旨で設けられたものであり、法の目的に照らして、鉛中毒を引き起こす可能性が低い場合であっても、規制対象とすべきものと考えています。	558
8 適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合	北海道のエゾシカ以外に該当事例がないことから、生態系に及ぼす影響が軽微な場合に該当する行為として「エゾシカ以外の鳥獣を放置する場合」を追加すべき。(類似意見：残滓規制の対象を大型鳥獣に限定すべき)		354
8 適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合	具体的な基準を明示するために、「適切に処理することが困難」を「回収することが困難」に変更すべき。	御指摘を踏まえ、「適切に処理することが困難」を「地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難」と修文し、具体的な行動の基準を明確化します。	1
8 適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合	「適切に処理すること」という表現が曖昧であるため、「適切に埋設処理すること」とするべき。		354
8 適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合	の括弧書きの「生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場合」の内容が不明確であるため具体的に記述すべき。	通常の農林業の事業活動に伴いネズミ、モグラ類を捕殺した場合、それらの残滓により生態系に影響を与えるおそれは少ないと考えられるため、「生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場合」を削除します。	353
9 飼養登録に関する事項	現実にはペットショップなどで違法な飼養が行われており、「登録証」「登録個体」に関して、より厳しい規定を設けるべき。	当該事項は法第19条に基づく飼養登録に必要な手続きの内容を示しているものですが、御意見は今後の鳥獣行政の参考とさせていただきます。	1
9 飼養登録に関する事項 (1) 飼養登録の申請手続き	捕獲等の目的との整合性を確保するために、飼養登録の申請書に「飼養する事由」を登録個体の譲り受け等の届け出に「譲り渡し等の事由」を追加すべき。	飼養登録は適法に捕獲された個体と違法に捕獲された個体を明確にすることを目的としたものであり、飼養目的、譲渡の事由を明記する性格のものではないと考えています。なお、捕獲許可に際し、捕獲後の処理方法等を明記することにより目的を偽った過剰な捕獲等が生じないよう措置しているところです。	1

9 飼養登録に関する事項 (1) 飼養登録の申請手続き	登録票の様式を定め施行規則中に明示すべきである。	許可証等の様式はパブリックコメントの対象としておりませんが、「登録票の様式」は施行規則の様式として明示しています。	1
10 販売禁止鳥獣に関する事項 (1) 販売禁止鳥獣等	ヤマドリのみならず、資源量が潤沢と科学的に証明されていない狩猟鳥獣は全て含めるべき。	当該規定は、販売による過剰な流通により鳥獣の保護に支障が生じる場合に指定するものであると考えています。	1
10 販売禁止鳥獣に関する事項 (2) 販売の目的	鳥獣法は野生鳥獣を対象にした法律であり、この「販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合」は削除すべき。	法第23条で、販売禁止鳥獣等の対象に養殖したものも含むと定義しており、法的な問題はないと考えています。	352
10 販売禁止鳥獣に関する事項 (2) 販売の目的	販売禁止鳥獣は許可の段階で、当該販売の目的が販売禁止の趣旨に鑑み妥当かどうか判断すればよく、人工増殖したものでどうかで分ける必要はない。	鳥獣の保護を図るという法の趣旨から見て捕獲個体を人工増殖した個体はより厳しくする必要があると考えています。	1
11 輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等 12 輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等に関する事項	記載された種類の鳥獣の輸出入は認めるべきではなく、11(1)、12(1)を定めることは、輸出入を認めることにつながるため、定めるべきではない。	輸出については、我が国においては狩猟鳥獣以外は学術研究等特別な場合を除き捕獲が認められることはないものと考えていますが、仮に輸出する場合が生じた時に、その適法性を確認するためにも必要な規定と考えています。輸入については、我が国に生息する鳥獣と判別が困難な種について規制し、その個体の出所を明らかにすることにより、国内の鳥獣の違法捕獲、違法飼養を防止するため設けられているものであり、輸出入を積極的に認めようとするものではありません。	1
11 輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等 (1) 法第25条第1項の環境省令で定める鳥獣等	広く対象とする必要があり、法第13条対象種以外の鳥獣をすべて対象とするべき。	輸出のためにその種が過剰に捕獲されることにより、保護に支障が生じる場合に対象とするべきと考えています。	1
12 輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等に関する事項 (1) 法第26条の環境省令で定める鳥獣等	法第26条の環境省令で定める鳥獣について、日本産と同種の野鳥を全て対象とすること。また、輸入鳥類には足環装着を義務づけること(信頼性の低い民間発行の「輸入証明書」に頼るべきではない)。	当該規定は、我が国に生息する鳥獣と判別が困難な種について規制し、その個体の出所を明らかにすることにより、国内の鳥獣の違法捕獲、違法飼養を防止するために設けられているものですが、この観点から輸入後の個体の流通管理等について全般的な検討を行う予定です。	7
12 輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等に関する事項 (1) 法第26条の環境省令で定める鳥獣等	「動物界」を削除し、鳥綱とほ乳綱の間に脊椎動物門または脊索動物門を挿入すべき。また、かも目はがんかも目、ねこ目は食肉目、うし目は偶蹄目に、ねずみ目はげっし目に改めるべき。また、ムステラ・スィビリカの和名をシベリアイタチ又はタイリクイタチとするべき。	表については、植物界を含む「種の保存法」等関連法との一貫性をもたせるため、動物界から記載しているものです。鳥綱については、日本鳥類目録改訂第6版(日本鳥学会)、ほ乳綱については学会等から公式に示された目録が存在しないため、環境省で実施している種の多様性調査に使用したリストに準拠しています。今後学会等からの統一的な見解が示された場合は、時期を見ながら改訂する予定です。	1
12 輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等に関する事項 (3) 証明制度を有しない国等として環境大臣が定めるもの	証明制度がないとされている国の中で、疑問に感じる国がいくつかあり確認すべき。	輸入実績等を勘案の上、必要に応じ確認調査を実施していきます。	1

12 輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等に関する事項 (3) 証明制度を有しない国等として環境大臣が定めるもの	証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定める国又は地域はない、とするべき。	証明制度を有していない国は実際に存在することから、環境大臣が定める国はないとは言えないものと考えています。	1
12 輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等に関する事項 (3) 証明制度を有しない国等として環境大臣が定めるもの	証明制度を有すると推察されるので、インド、ベトナム、英国、オランダ、ギニア、タジキスタン、タンザニア、パキスタン、ミャンマー、ロシアをリストに追加するべき。	現在のところ、ご指摘の国において制度を有していることが確認できていないため、対象外となっているところです。	2
14 鳥獣保護区に関する事項 (1)鳥の保護に支障がないと認められる行為	行為の定義の後ろに「ただし、その特別保護地区全体に対する影響が大きい場合はこの限りではない」と加えるべき。	不要許可行為は、許可基準の統一性を確保する観点から、一定の行為を明確に示す必要があると考えています。	1
14 鳥獣保護区に関する事項 (1)鳥の保護に支障がないと認められる行為	埋め立て 森林伐採は、鳥獣の保護に支障がない行為ではなく、不要許可行為から削除するべき。	ご指摘の箇所は、埋め立て又は干拓のうち規模が1ha以下のもの、木竹の伐採のうち単木択伐、本数率20%以下の間伐及び保育のための下刈、除伐について、鳥獣の保護に支障がない行為として定めているもので、これらに該当しない 水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採の行為を実施しようとする場合は、許可を要することになります。	539
14 鳥獣保護区に関する事項 (1)鳥の保護に支障がないと認められる行為	鳥獣の保護上支障があるので、不要許可行為から、「500m以内の道路」を削除するべき。	延長500m以内の道路の区間であって、その改修に必要な足場等工作物の設置について不要許可行為としているもので、500m以内の道路でも道路の設置そのものは許可の対象となります。	1
14 鳥獣保護区に関する事項 (2) 特別保護地区における行為許可申請書	鳥獣及び生息環境の保護のため、開発許可申請に当たって、開発地に生息している鳥獣の種類、獺などに関する環境調査を義務づけるべき。	環境影響評価法、都道府県や市町村の条例アセスに該当する開発行為については、必要な環境調査が実施されることとなります。また、これらの要件を満たさない規模の開発行為については、許可権者である国又は都道府県が鳥獣の生息地の保護に重大な支障が及ぶかどうかを適切に判断することになります。	351
15 銃猟制限区域に関する事項	銃猟禁止区域等の指定理由として流れ弾による危険の防止があるが、弾丸の到達距離の異なる装薬銃と空気銃を同一に扱うのはおかしい。	改正法第1条の目的では、猟具の使用による危険を予防することも含まれており、特に銃猟は危険性が高いことから、人が所在する可能性が高い場所や指定区域の静穏の保持、安全確保、人命優先の立場から、銃猟禁止区域の指定に努めることとしたところであり、このような趣旨から見れば、装薬銃と空気銃を分けて扱うべきではないと考えています。	1
16 危険猟法に関する事項 (1) 危険猟法の種類	危険なわなは施行規則1と関係があるので、具体的に規格を示し記述する必要がある。	危険なわなについては、想定できない様々な構造のものが存在することから、全ての規格を定めることは困難です。 そのため、本規定の運用に当たっては、これまでは個別に判断してきており、今後においても個々の事例について適切に判断していきたいと考えています。	1

16(1) 危険猟法の種類	小型哺乳類捕獲のためのトラップと区別するために、陥穽については、大型哺乳類に限定したものと明記すべき。また、陥穽はわかりにくいので「落とし穴」とするべき。	陥穽については、人が落ちた場合に怪我をする可能性のあるような危険な陥穽の使用を、その規模及び構造から判断し禁止しようとするものであり、それに該当するかどうかについては個別に判断されるものと考えます。従って、施行規則により対象鳥獣を限定する記述は適当ではないと考えています。 また、「陥穽」という表現については、従来より一貫した表現をしてきており、今回の施行規則の改正により規制の対象も変わらないことから、改正後表現が変わることによる混乱を避ける意味でも、統一した表現を使用していくことが適当と考えています。	1
17 狩猟免許に関する事項 (1) 狩猟免許に関する欠格事由	精神分裂病を精神医学学会で採用している統合失調症に変更するべき。	日本精神神経学会における「精神分裂病」の「統合失調症」への名称変更については承知していますが、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」など他の法令における動向を見て環境省令では「精神分裂病」を用いたものです。今後、引き続き他の法令の動向を見極めつつ改正の要否を検討していく考えです。	2
17 狩猟免許に関する事項 (1) 狩猟免許に関する欠格事由	病名を省令に明記する必要はなく、てんかんは意識障害を伴う発作性疾患とし、他の糖尿病等を同等の扱いにするべき。病名ではなく、症状、状態に関わる医師の診断に基づいて判定するべき。	今回、結果として病名を記載することになったのは、欠格の厳密な規定への改正を行う中で、具体的にどのような場合が欠格に該当するか明確に示す必要があるためです。狩猟免許は殺傷力のある銃器等を狩猟に用いるための免許制度であり、判断基準が曖昧になることは避けるべきと考えます。仮に欠格を症状で示した場合、判断基準が曖昧になることは避けられないと考えます。	2
17 狩猟免許に関する事項 (2) 狩猟免許の申請手続き等	欠格事由該当判断のための医師の診断書の様式を示して欲しい。	ここでは、法第40条第2号から第4号までに該当しないことが証明されることを確認できれば良いことから、特段様式を限定する必要はないと考えています。	1
17 狩猟免許に関する事項 (8) 技能試験に関する事項	現状では講習会を受けない者は試験に合格が難しく公平でないため、試験実施に当たり、都道府県講習会受講者有無による差が生じないように、公正かつ適正さを保つ努力をすること、を追加するべき。	ご指摘の公平性に欠ける部分については、運用面で改善していく必要はありますが、狩猟に関する知識及び技術をむらなく身につけていただく必要があり、講習会は極力受講していただきたいと考えています。	1
18 狩猟者登録に関する事項 狩猟者等登録等の返納に関する事項	ア「狩猟者登録証又は狩猟者記章は、...返納しなければならない」は、従来どおり登録証のみ返納することにすべき。記章を返還しなくても悪用されるなどの問題はなかったため。	ご指摘を踏まえ、狩猟登録期間終了後の返納は、現行どおり狩猟者登録証のみを返納すればよいこととします。	590
18 狩猟者登録に関する事項 (2) 狩猟者登録の方法等に関する事項	きめ細かな鳥獣の保護と公平な税制に是正するため、一括登録でなく、種、地域、期間を分けた登録を可能にすべき。また、毎年種、地域ごとに捕獲総数を定め、出猟切符方式に改善すべき。その上で、可猟面積等に関わらない一律課税、消費税と登録税の2重課税、乙、丙種の2重課税などの不公平税制を是正するべき。	ご指摘の点は、鳥獣の保護と狩猟の適正化の方法、体制等のあり方に関するものと認識しておりますが、これについては、現在検討を行っている野生鳥獣保護管理検討会の中で検討されるものと考えています。 ご指摘の税については、施行規則の中で記述することはなじまないと考えています。	537
18 狩猟者登録に関する事項 (2) 狩猟者登録の方法等に関する事項	狩猟者登録手続き簡素化のため、同一都道府県内で複数種類の狩猟登録を申請する場合は申請書を1通で足りるものとするべき。	狩猟者登録は、免許の種類毎の捕獲頭数管理等基本的に別々の管理が必要となりますが、申請者の手続きの簡便化により、申請者の負担の軽減化を進めていくことは重要と認識しておりますので、今後ご指摘の点も含め検討を進めていきたいと考えています。	1

18 狩猟者登録に関する事項 (2) 狩猟者登録の方法等に関する事項	狩猟者登録手続き簡素化のため、住所を有しない都道府県で狩猟者登録を行う場合、狩猟免許を有していることの確認のための書類を求めることのできる規定を削除すべき。	施行規則では、「現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するため必要と認めるものの提示又は提出を求めることができる」としており、本条項の運用にあたっては、各都道府県の実情に合わせて適正な運用がなされていると認識しています。	1
18 狩猟者登録に関する事項 (3) 狩猟により生じる危害の防止又は損害の賠償に係る要件に関する事項	給付額、保険金額の3千万円を物価の変動に応じて、4千万円にすべき。	施行規則では、給付額は3千万円以上としています。この金額は、他人の生命・身体を害する事態が発生したことによって生じる賠償額として適正と判断した額を算定しているものですが、今後本金額が適切かどうかについては、物価変動、他事例等を参考に検討していきたいと考えています。	205
18 狩猟者登録に関する事項 (4) 猟具毎に表示する事項	何らかのトラブルの際に連絡先が分かると迅速な対応が可能であり、「住所及び氏名」の次に「電話番号（緊急連絡先）」を加えるべき。	プライバシー保護の観点から過度の表示を求めることは困難であり、ご指摘の何かあった際の対応については、設置者の住所と氏名が明確になれば、対応は可能と考えています。	1

(対象外) 法令の通称、名称及び目的	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の通称名は、「鳥獣保護法」「狩猟法」では、内容に偏りがあるため、「鳥獣法」として統一すべき。「狩猟の適正化」も「狩猟の発展及び管理」といった中立的な表現に修正すべき。	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の略称は慣例的に用いられているもので特に特定の略称を定めるものではありません。「狩猟の適正化」については、本法の趣旨が狩猟について財産への危険の未然防止を図りつつ適正な狩猟が進められることを目指すものであり、それを表わす表現として「狩猟の適正化」を用いたものです。	185
(対象外) 放鳥銃猟区の狩猟期間	北海道以外の地域の放鳥銃猟区の狩猟期間を一般狩猟期間の前に1月繰り上げる。	ご意見のあった狩猟期間の限定等については8月6日から9月6日までパブリックコメントを実施し、9月12日に中央環境審議会から答申を得ているため今回のパブリックコメントの対象とはしませんでした。ご意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	161
(対象外) 狩猟鳥獣の捕獲をする期間	個体数が少ないため、狩猟鳥獣の捕獲をする期間からヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモを削除すべき。		1
(対象外) 対象種猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限	移入種を本条に掲げる理由がないためコウライキジは表から削除すべき。		1
(対象外) 対象種猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限	ツキノワグマの捕獲禁止に大阪、滋賀、京都、岡山、鳥取を加えるべき。		1
(対象外) 対象種猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限	ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、コジュケイについて羽数制限から削除すべき。(数が少ない、又は移入種)		1
(対象外) 法第13条に基づく除外規定	トウキョウトガリネズミ、センカクモグラ、ムクゲネズミ、スミスネズミ、セスジネズミ、アマミトゲネズミ、オキナワトゲネズミは数が少ないため除外すべき。		1
(対象外) 狩猟鳥獣	狩猟鳥獣から、ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、ニューナイスズメ、コジュケイ、チョウセンイタチ、ミンク、タイワンリス、ヌートリアは、数が少ないこと、または、移入種であることから削除すべき。		1
		合 計	6,136